

監視社会化とプライバシー —プライバシー論の観点からの監視社会化批判の試み

阪本 俊生

1 監視社会とプライバシー……これまでの議論の概観

1-1 本稿のスタンス

重大な犯罪を実行しようとする人を事前に予知し、未然に防ぐシステムを開発して犯罪をなくす。2002年公開のハリウッド映画『マイノリティ・リポート』（トム・クルーズ主演）は、このようなストーリーの映画だ。この世界が目指しているのは、犯罪もテロも起こらない完全セキュリティの世界というわけだ。犯罪予知による抑止は、文化を越えた人びとの夢なのだろう。その後、日本でもこれに似たコンセプトのドラマ『絶対零度』が2010年から放映され、その続編も生まれている。

ただし、両者には違いもある。『マイノリティ・リポート』では、犯罪予知を、特殊な予知能力をもつ超能力者（プリコグ）がおこなっていたのに対し、『絶対零度』で頼るのはAIだ。AIは、監視カメラや商品購入情報、Nシステム、インターネットの検索情報からメール、電話の会話まで、ありとあらゆる個人情報を傍受し、それらをプロファイリングして犯罪および犯人を予知する⁽¹⁾。

『絶対零度』は、個人情報の管理がさらに進む現状を示すとともに、情報の監視化に対して肯定的でもある。犯罪抑止のためには、個人情報はより完全に管理されるべきとするセキュリティ化の理想がうたわれ、正当化されている。そして、このようなドラマが世に出る背景には、私たちが自らの個人情報を外部から管理されることを容認する姿勢がある。今日、私たちは自らの個人情報が管理されていくことそれ自体にはあまり抵抗感はない。ただ、それらが適切に管理されることは強く望んでおり、この後者のみを、プライバシーと呼ぶようになっている。

現在、世界中で監視カメラが増え続け、個々人の居場所は衛生の位置情報で特定され、そのアイデンティティは個人情報を管理する制度や企業のデータベースなどを通じて把握され、さ

(1) 阿部潔は、監視社会論の視点からこの映画を分析し、批評している。阿部潔（2014）また、この続編は、テレビドラマとして2015年にアメリカで放映されたという。野尻洋平（2016）p. 15.

らに指紋や手紋、遺伝子や眼球の虹彩等々の生体認証（バイオメトリクス）による本人特定も進みつつある。これらはいずれも、わずか数十年前には想像もできなかったような変化だ。こうしたなか、社会のあり方は大幅に変わる可能性がある。

こうしたことの社会への影響は、一般にプライバシー擁護論と監視社会批判という二つの観点から議論されてきた。そして、これらはいわばセットとみなされてきたところがあった。だが近年、監視社会をプライバシー保護で批判することの限界を指摘する声が高まっている。本稿は、こうした状況を踏まえて、プライバシー論の見地からの監視社会批判の可能性を示したいと考えている。そのさい、監視社会論が想定するプライバシー概念について検討したうえで、プライバシーの見地からは、監視社会化がいかなる意味をもつかについて、一定の見方を示したいと考えている。

1-2 従来のプライバシーと監視社会化に関連する諸研究の概観

もともとプライバシー論は、個人情報の管理それ自体を憂慮し、それを監視社会化と呼び、批判してきた。プライバシー研究で著名なアラン・ウェスティンやチャールズ・フライドは、すでに1960年代から、プライバシー侵害の観点から社会調査やコンピュータ等による電子的管理そのものへの批判を展開してきた。例えば、フライドは「プライバシーは、私たち自身についての情報に対して私たちが持っているコントロールである」とし、「監視のシステムは、自分自身に関する情報のコントロールの力を極端に縮減させ、取り除いてしまう」としている⁽²⁾。1970年代には、スタンリー・ベンがアメリカの国立データセンターの構想に対して「コンピュータ化されたデータバンクの危険」を訴えている⁽³⁾。

そして、1980年代になると、ルース・ガヴィソンが、他人からの干渉を避けるといった、従来のプライバシー観では、データバンクへの個人情報蓄積といった危険は防げないとして、プライバシー概念を拡張すべきとする見方が示され⁽⁴⁾、リチャード・ワッサーストロムによって、私的でない情報がデータバンクに蓄積されることで、「人間の動きと活動を個人が記憶から再構成するよりもより正確で完全に再構成することが可能」となり、個々人の生活が「計測されたもの」となってしまう危険が指摘された⁽⁵⁾。

一方、日本でも、データ・プライバシーのあり方が、主として法学者たちのあいだで、1970年代以降、議論されるようになった。この流れについて堀部政男は、1960年代はマスメディアとの関係でプライバシー保護が関心を集め、1970年代では「コンピュータとの関連でプライバシーをどう保護するかという問題に」なり、1980年代では「情報通信ネットワークとの

(2) Fried, C. (1968)

(3) Benn, Stanley I. (1971)

(4) Gavison, R. (1980)

(5) Wasserstrom, R. A. (1984)

関係へ」と移行したとまとめている⁽⁶⁾。そして、個人情報概念が公に問題になりだしたのは、1975年の社会党の法案「個人情報保護基本法案」「個人情報処理に係る電子計算機等の利用規制に関する法律案」からだという。では、もう一方の監視社会論はどのようなのか。

1-3 『1984年』、パノプティコンからポスト・パノプティコンへ

初期の監視社会論としては、ジョージ・オーウェルの『1984年』やミシェル・フーコーの『監獄の誕生』があげられる⁽⁷⁾。実際の1984年には、オーウェルのこの作品はいつき話題になった。ところが、当時の反応はかなり冷やかかであった。社会学者のジークムント・バウマンは「オーウェルの主要作品がたちまち忘却の淵に沈んだという事実は、われわれにさまざまなことを考えさせる」と述べている⁽⁸⁾。

フーコーのパノプティコンもまた、現代社会における監視との違いを指摘されている。哲学者のジル・ドゥルーズは晩年である1990年に、パノプティコン型規律社会は、「20世紀初頭にその頂点に達する」が、「もはや私たちとは無縁になりつつあった社会なの」だと指摘した⁽⁹⁾。そして同年、マーク・ポスターは、「20世紀後半の監視の技術的条件の進歩に、フーコーは「注意を払わなかった」としつつ、「現代のコミュニケーションの流通やデータベースは……超パノプティコンを構成している」という⁽¹⁰⁾。では、監視はどのように変わったのであろうか。

オーウェルやフーコーは、ともに中央集権的な監視体制をイメージしていた。すなわち、オーウェルはビッグ・ブラザーという最高権力者による人びとの一括監視であり、フーコーのパノプティコンでは、中央監視棟からの監視と統制がある。だが実際の1980年代にあったのは、そうした権力の側からの中央集権的で一方的な監視というような状況ではまったくなかった。この頃の著作でポスターは、いまの監視は「壁や窓や塔や看守のいない監視のシステム」であり、個人は皆「情報の源泉であると同時に記録者」でもあると指摘している⁽¹¹⁾。

先ほどのバウマンは、「われわれを監視するビッグ・ブラザー」は姿を消したといい、「現代はポスト・パノプティコン時代」だとしている。ただし、これは、政府や国家の監視や情報を活用した権力そのものが消滅した、ということではない。それらの監視はいまも「まだ生き残っていて健在であり、ベンサムやフーコーですら想像できなかった、もしくは想像しなかったよ

(6) 堀部政男 (1988)

(7) 彼らとは別に、1980年代に監視社会化批判に先鞭を付けたのは、ゲイリー・マークスだといわれている。

彼は情報技術の進展にともない、監視社会の脅威を訴える議論を1980年代から展開してきた。Marx, Gary (1985)

(8) Bauman, Zygmunt & David Lyon (2013)

(9) Deleuze, Gilles (1990) 訳pp. 292-293.

(10) Poster, Mark, (1990) 訳p. 175.

(11) 前掲書、p. 175.

うな（電子的に高められ、「サイボーグ化された」力を備えて」いるともいう。

実際、1990年代以降、警察や政府による監視は増え続けており、とくにアメリカでは2001年に起きた911のテロ以降、テロとの戦いを掲げるブッシュ政権のもと、国家による監視が急速に進められ、日本でも、2000年以降、いわゆる通信傍受法が施行されたり、住民基本台帳ネットワークシステムが稼働したり、さらに2015年からはマイナンバー制度も始まった。だとしたら、ビッグ・ブラザーが姿を消し、中央監視のパノプティコンが変化したとは、いかなることなのか。

今日、政府関連の監視や情報管理の強化にもまして、民間の企業、機関、その他さまざまな組織や団体などが、それぞれに膨大な個人情報を持ち、管理をおこなっている。これら、いわゆる民間セクターが保有する個人情報は、20世紀後半の情報技術の発達と活用によって増え続け、やがて政府機関をもしのぐほどの規模のものとなっているともいわれる。そして、それらはある意味で、社会管理の役割も担っている。

カナダの社会学者、デビッド・ライアンは、2001年の著作『監視社会』において「各々固有の極めて実効的な監視活動を遂行する他の多くの民間機関（私企業等）によって社会の秩序形成が達成されるとなれば、もはや国家が監視権力を全面的に保持する必要はないのだ」という⁽¹²⁾。

日本でも、東浩紀は2002年の「情報自由論」で、「私たちの前に姿を現しつつあるのは、単一の「ビッグ・ブラザー」ではなく、無数の「リトル・ブラザー」たちが市民生活をたえず監視し、必要に応じて介入してくるような、より複雑で厄介な世界なのだ」と述べている⁽¹³⁾。ここでいうリトル・ブラザーとは、企業だけでなく、個々の市民も加わっている。よく知られるように、1990年代からは、市民による監視カメラ設置の動きが高まった。商店街ではその商店主たち、あるいは住宅街ではその住人たちが、しばしば自治体や警察などと連携しつつ、主に安全や犯罪防止という理由から積極的に個々人の監視を推し進めはじめた。東はこれが、「国家による集中型の市民監視ではなく、国家と市民の境界が溶解した空間で働く、さまざまなエージェントによる分散型の相互監視」であるとしている。そしてさらに、「このような状況の到来を前に、一部の専門家のあいだでは、逆に行政の役割に期待する声もあがっている」という⁽¹⁴⁾。つまり、分散する大量の個人情報の扱いに関して、むしろ政府（中央）からの統制を求めるといふ、まったく皮肉な見方もあるというのだ。

もとより機関ではなくとも、一般の個々人も、インターネットの活用で、他人の情報をかなり深いレベルまで収集できるようになった⁽¹⁵⁾、監視カメラもいま自治体や企業、商店などで設置されるだけでなく、個々人がもつスマホもカメラや動画、録音機能をもち、個々の車には

(12) Lyon, D. (2001)

(13) 東浩紀 (2002) 2002年8月号。

(14) 前掲書。

(15) Johnson, Deborah G. (2001)

ドライブレコーダーという名の監視・防犯カメラが搭載され、それらの情報は、いずれも転載や共有、公開が可能な状態にある。

つまり、20世紀後半からの監視の変化とは、監視の主体が分散し、多様になり、もはや単一の中央集権的な監視者など存在しない状態になったということだ。ビッグ・ブラザーの消滅は、監視社会化の消滅や弱体化ではなく、それが新たな局面に入ったことを意味している。すなわち、監視社会化が国家や政府などに集中した中央管理によるだけでなく、むしろ民間、あるいは個人間へと裾野を広げつつ、はるかに強化され、分散化し、多面化したのだ。こうした状況から、監視は新たな枠組みから問い直される必要が生じているといえるのだ。

2 監視社会の変化は、いかに生じたのか？

2-1 共通の物語が崩壊したことによる価値観の多様化とリスク社会化

『1984年』にせよ、パノプティコンにせよ、これらの中央集権的な監視が求めたのは、最終的には人びとの内面からの従属であった。そして、それらはある意味で1970年頃までの社会のしくみには当てはまった。学校や病院、その他あらゆる施設は、一定のイデオロギーを注ぎ込み、人びとはそれにしたがって自らを統制する、という体制がまがりなりにも実現していた。そして、その背景には、共通の価値観やイデオロギー（いわゆる大きな物語）を人びとに信じ込ませることのできる環境があった。

20世紀後半の高度経済成長期には、社会が提示する価値観に内面からしたがって努力していけば報われると信じられていた。だがこうした社会装置は、1970年代以降は通用しなくなっていく。経済が低成長時代へと移行すると、大きな物語への信頼は揺らいでいく。1970年代後半、ジョン・ケネス・ガルブレイスの『不確実性の時代』が世界的ベストセラーとなり、不確実性という言葉が日本でも流行した。オイルショックがもたらした不況などから、企業の早期退職や解雇（いわゆるリストラ）なども見られるようになった。社会の指示通りに動いていれば、一応安心して暮らしていった時代は終わり、うまくいく人びとと、そうはいかない人びとに分かれていった。

職場でも学校でも、努力や勤勉を促すよう一括して、個々人を内面から統制してきたパノプティコン型社会管理も、もはや通用しなくなった。それまで当たり前とされてきた共通の価値観や感覚、常識などが見直され、いわば多様な価値観の時代、すなわち個々人がそれぞれ、個々別々の考え方、価値観をもって行動しだす個人化、あるいは個性化の時代へと移行した⁽¹⁶⁾。

(16) 東浩紀はその要因として、とりわけ1990年代以降の価値観の多様化や多文化主義的な傾向をあげている。

東浩紀（2002-2003）

2-2 リスク社会化とセキュリティ中毒

このような時代のキーワードとして生まれてきたのはリスク概念であった。ドイツの社会学者、ウルリッヒ・ベックは、後期近代社会の特性を表すキーワードはリスクだとする著書『危険社会』を書き、世界的な注目を浴びた。ベックがリスクとしてあげたものは多岐にわたるが、監視化との関連でみれば、人びとが何を考え、どのような行動をとるのか、お互いに相手のことがわからなくなった状態をイメージできる。それ以前は、見知らぬ人から親しい人びとにいたるまで、自分の周りの人びとが何を求め、いかなる行動をとるか、あるいはとらないかは想像しやすかった。だがこの時代以降、それは困難になっていく。人はこうしたことはしないはずだといった、他者への信頼感や暗黙の常識も揺らぐようになる。

これを示す一例は、犯罪に対する人びとの感覚だ。犯罪社会学がしばしば指摘しているところによれば、日本における殺人などの凶悪犯罪は、1960年代以降、一貫して減少してきている。ところが凶悪犯罪が、増加してきたと感じている人が多いという研究結果もある。こうした現実と感覚のギャップは、どこから生じるのか。

この危機意識の要因の一つとして、実際の件数の問題というよりも、犯人の理由や動機が、常識からは理解不能といった犯罪ケースが増えてきたからだとする説もある。パウマンは「私たちは過去のどの世代の人々よりも不安全から守られているのに対し、かつての電子的なものの以前の世代は、そうした不安定な感情を日常的に抱えてはいなかった」と指摘し、今日、私たちは時代特有の恐怖心を抱くセキュリティ中毒にかかっているという。前近代の人びとがストレンジャーに大きな恐怖心を抱いていたように、今日、私たちは互いに理解できなくなった他人のことを、以前にも増して恐れはじめているというのだ⁽¹⁷⁾。

3 プライバシーの本質はどこにあるのか

3-1 プライバシーの拠点であった親密な関係とそのリスク化

従来のプライバシーの論の観点からみて、おそらくもっともショッキングな出来事とは、プライバシー論者たちがまさに、プライバシーの拠点とみなしていた私生活や親密さの領域が、皮肉なことにまさにリスクの温床と化したことであろう。

少なくとも、1970年頃までは、政府による私生活への介入に反対する、いわゆるオートノミーの権利（日本では自己決定権とも呼ばれる）がプライバシー権の新たな潮流として議論されていた。そこでは親密な関係は、まさにプライバシーのキーワードであった。オートノミーのプ

(17) 東によれば、これは「ひとことで言えば社会の構成員全員が信じる常識＝物語の有効性が壊れていく」事態であり、「いつどこからどのような危険が降り注ぐのか予測がつかない、危機意識が蔓延する社会」という認識が生まれ、そこから人びとは「セキュリティ化」を求め、自ら相互の監視へと向かうようになったと言うのだ。東浩紀（2002）『中央公論』7月号第1回。

プライバシー論者であるトム・ゲレティは、「プライバシーとは、個人のアイデンティティの親密性に対する自律ないしコントロール」だとしている⁽¹⁸⁾。伝統的な「プライバシーの問題は、ある人の私的空間に他人が侵入できる能力について法が設定する限界のことだった」とローレンス・レッシグはまとめているが⁽¹⁹⁾、この私的空間とは、社会的には親密性の空間でもあったのだ。

ところが1980年代以降、親密性の領域のイメージは変化していく。それまで、いわば殺伐とした近代産業化社会のシェルターのようにとらえられていた親密さの領域は、新たなリスクの源泉ともなった。アメリカにおいて配偶者間の暴力（とりわけ夫の妻へのそれ）がドメスティック・バイオレンス（いわゆるDV）として問題化されると、日本でも同様の問題が次々と浮上し、さらに閉じられた親密な関係性のなかでの子どもの虐待や恋人間の暴力、あるいはストーカー問題も明らかになった。その後、DV救済やストーカー対策のための法律が世界各国で施行されるようになった⁽²⁰⁾。こうした流れのなか、イギリスの社会学者アンソニー・ギデンズは、1992年に『親密性の変容』を著し、親密な関係性の変化とその問題性を論じた⁽²¹⁾。

後にみるように、20世紀半ばのプライバシー論者たちが安心の聖域とみなしていた、親密性の領域リスク化は、そのあり方に影響を及ぼさないはずはない。彼らが近代人にとっての、もっとも重要な社会関係の基盤であり、プライバシーの本丸とみなしてきた親密性のこうした変容は、プライバシー論の論拠そのものをゆるがすものとなった。ただし、当時のプライバシー論が主張するように、プライバシーの本質が親密性にあったかどうか、ということは十分に問われねばならない。それらプライバシー論の主張とプライバシーそのものとは当然、同じとはいえないからだ。

3-2 個人のアイデンティティの支え：親密性から情報ネットワーク、SNSへ

かつて、なぜ親密性が重視されていたかといえば、それは個々人のアイデンティティや社会的承認と深くかかわっていたからだ。人びとが個人主義化し、従来の共同体やネットワークが消えていき、互いに匿名化する傾向が強い近代社会において、人びとが自らが認知され、互いに承認し合う社会空間が親密性であった。だが、それが崩壊していくなか、人びとは自らを見守り、あるいは認知し、承認してくれるものを求めるようになった⁽²²⁾。これが個人情報による

(18) Gerety, T. (1977)

(19) Lessig, Lawrence., (2006) 訳p. 280。

(20) これに関する日本における経緯は井上真理子（2018）を参照。

(21) Giddens, A. (1992) また、韓国の社会学者、韓相震は韓国においても親族関係がリスクの源泉となりつつあることを指摘している。ベック、ウルリッヒ・鈴木宗徳・伊藤美登里編（2011）。

(22) 阿部潔は、現代的監視の推移の特徴を「見張りから見守りへ」、「禁止から自由へ」、そして「事後から未然へ」という三点にまとめている。阿部潔・成美弘至編（2006）「見張りから見守りへ」はリスクへの対応、「禁

管理の受け入れであり、今日の facebook や twitter といった SNS 発展の背景にあるとする議論もある。

facebook に関してバウマンは、「自らを不安定な社会的存在と自覚している人々にとって抵抗できないほど強力な誘惑」であったといい、近年の「[ソーシャル・ウェブсайт]」の驚くべき成功はこの流れの格好の見本だ」としている。すなわち、人びと、そしてとりわけ若い世代の人びとは、自らの孤独感と匿名性から這い上がるため、SNS へと向かうのだという。

こうした傾向の背景には何があるのか。可能性として考えられるのは、やはり個人化かもしれない。かつて伝統的な共同体が消えていくなか、人びとが自らを社会的に承認してもらえる場は、いわゆる親密性の領域、すなわち家族や友人へと移っていった。ギデンズの言葉を借りるなら、伝統的社会からの脱埋め込みと、近代家族や学校、職場といった近代的な社会セクターへの再埋め込みである。だがそれら社会セクターでも、個々人の人格的承認という観点からみて、とりわけ重要であったのはそれらが育む親密性であったと考えられる。プライバシー論がとりわけ親密性にこだわり、それを重視したのもこのことが大きい。

例えば、フライドはプライバシーは人間の「もっとも基本的な関係にかかわっている」といい、「尊敬、愛情、友情、そして信頼のためのコンテクストとしてのプライバシーの必要性を明らかにすることは、なぜプライバシーへの脅威が私たちの人格的統合 (integrity) を脅かすかを明らかにすることだ」としている。

たしかに、信頼や尊敬、あるいは愛情といった関係ですら制度的に与えられ、支えられていた伝統的社会⁽²³⁾ が消え去った後の近代社会にあっては、私たちはそれを家族や友人、仲間などの親密さの感情に求めざるを得なくなった。そして、それらの親密さの関係はプライバシーの保証なしには成り立ちえない、ということをフライドは指摘していた。

しかし、親密性に頼ることが、もはやむずかしくなってきたとき、個々人は自らを支えるものとして、新たなものを求めざるをえなくなった。そして、インターネット上のかかわり、新たなメディアの通信を介した応答、承認、評価に、自らの自己の社会的な支えを求めるようになった。これらのことは、同時に個々人がネットワークやデータベースに自らの情報を登録することも意味する。個々人の社会的信頼は、今日、ネットワークやデータベースへの登録の有無、行動の履歴や評価によって得られるものとなり、また尊敬はそこでの社会的評価や評判、あるいはアクセス数に置き換わりつつある。すなわち、電子的なネットワークにおける情報の保護が、親密性に代わる新たなプライバシーとして浮上してきたのだ。

もちろん、いまでも親密さの関係はなくなったり、完全にリスク化したりしているわけではない。SNS は親密性を補助し、自己を支えるための新たなツールとしての役割をもつこともある。日本でも若い世代を中心に SNS 使用は増加してきているが、facebook よりも LINE の利用が多

止から自由へ」は価値の多様化の帰結、「事後から未然へ」は、リスク管理の合理化の追求の産物といえよう。

(23) Giddens, A. (1990) 訳P. 147。

いようだ。これは既知の相手との交流や情報交換のウェイトが高く、その意味でSNSは、いわば親密性を育む補助用具としての意味合いが強いことを意味しているとも考えられる。

SNSによって、社会関係の親密性は形成されるのか、といった研究もある⁽²⁴⁾。だが、このような問いの立て方は、プライバシーの意味を考えるうえでは的外れだ。20世紀半ばのプライバシー論者たちが、親密性の重要性を強調したとしても、本当に重要であったのは親密性そのものではない。人びとは、伝統社会の制度的関係性の崩壊とともに、不安定になった自己にとっての新たな支えを必要とした。そこで見いだされたのが、私的で親密な関係性であった。そして、たしかにプライバシーは、それらを保護する役割を担った。だが、それが守るべき本質は親密な関係ではなく、社会的自己の方だ。今日のSNSを、親密性と結びつけようとする問いかけは、ロマンチックな近代への憧憬からのものかもしれないが、問題の本質を見誤っている。重要なのは、個々人の社会的自己がいかに形成され、維持されるかだ。それこそがかつての親密性の重視をもたらした根底にあるといえるからだ。

親密性は、たしかにあるときまではその役割を担っていた。だが、すでにみたようにそれは終わっている。したがって、SNSの発展は、かつての親密性と関連づけられるのではなく、現代社会における個々人の自己のあり方との関係でとらえられるべきだ。かつて親密性が、個々人の自己の支えとして求められたように、今日、人びとはSNSにそれを求めようとしている。ただし、それが実現可能かどうか、あるいはそれもまた一時的なものかどうかは、また別の問題である。そして、SNSが自己の支えと逆の方向へ向かうとき、その力ゆえにそれがむしろ個人にとっての悲劇をもたらすこともある。

4 プライバシーのパラドクス 個人情報提供は、プライバシーのコスト

4-1 プライバシーのコストという議論

これまでプライバシーをめぐる変化を駆け足でみてきた。ここには親密性のプライバシーから個人情報保護のプライバシーへという、プライバシーの重心の移行がみられる。人びとは、家族や恋人といった親密性の領域の外部からの遮断や隔絶を求めるのではなく、むしろそれらも外部から見守られ、監視や管理を受け入れる方向を選ぶようになってきている。それが見守りや監視カメラによる安心を求める現代人の心性だ⁽²⁵⁾。

そして、これと同じことは、自らの個人情報提供への自発的ともいえる人びとの協力的態度の理由についてもいえる。今日、人びとはプライバシーの不安を抱えつつも、意外なほどあっさりとなぜかなサービスや割引の提供と引き換えに自らの個人情報を明け渡す。プライバシー

(24) Martos, C. M., (2013)

(25) 朝田佳尚によれば、監視カメラへの反対から導入への反転の転機は1990年代後半である。朝田佳尚(2019)

論者や監視社会批判論者たちをいらつかせ、疑問視させるこうした行動は、しばしばプライバシーのパラドクスとも呼ばれてきた。

プライバシーのパラドクスとは、「人々はプライバシーに関する懸念を表明するのに、実際には必ずしもプライバシーを守るように行動していない」ことを指すとされている⁽²⁶⁾。例えば、20世紀の末頃のアメリカの世論調査では、プライバシーへの懸念がそれまでになく高い値を示している⁽²⁷⁾。ところがそれとは裏腹に、人びとは、実際は自分自身の情報を自ら垂れ流す行動をとっている。このような傾向は日本でも見られ、個人情報の提供はますます活発になってもいる。

親密性からの脱却と個人情報登録へというプロセスの一つは、スティーブン・ノックの興味深い研究に見てとれる⁽²⁸⁾。20世紀半ば、多くのアメリカの若者が家族やコミュニティを離れ、都会の匿名性のなかで暮らすようになったとき、彼らがまず必要としたのは、自らの社会的信用だったという。そこで彼らの多くは、車の運転免許を手に入れることへと向かったという。運転するしないにかかわらず、彼らは車への関心や必要を超えて、別の観点から運転免許をとろうとした。それは、自らのアイデンティティや信用の確保のためである。他のさまざまな資格や証明書も同じ観点でみていけるとノックはいう。アメリカにおいて各種の証明に対する需要が高まったのは、19世紀末から20世紀初頭の匿名性の高まりの時代であった。それらの証明書は「能力のための要求というよりは、ストレンジャー人口という社会問題により大きく結びついていた」という。

いうまでもなく、免許証や証明書の取得には、それぞれの個人情報の申告が不可欠であり、それらは各機関に登録されることになる。親密な関係やコミュニティを離れるとき、人びとは自らの信用やアイデンティティのために自らの個人情報を手放すようになる。ノックはこれをプライバシーのコストと呼んだが、これは親密性によって、個々人が社会的に支えられた時代から、情報を通じて支えられる時代への移行がいかなるものかを端的に示している。もちろん、これは今日の情報化の前の時代に起こったことだが、今日、起こってきたことは、これが若者に限らず、あらゆる個人に全面化し、さらに情報化がネットワークを通じて洗練された結果だと考えられる。

そして、これは明らかにパラドキシカルだ。というのも、あのアメリカの若者たちは煩わしい親元やコミュニティを離れ、自由に生きるプライバシーを手に入れた。だが、自由さのなかで暮らすには、自らの個人情報をどこかの機関や組織に明け渡さなければならない。だからこそ個人情報の提供はプライバシーのコストだといえるのだが、これは同時に自らのプライバシーを放棄することともいえないか。

(26) 田畑暁生 (2014)

(27) Jennings, C., Fena, L. (2000)

(28) Nock, S. L. (1993)

これについてノックは、「親やコミュニティからのコントロール」が「個人情報によるコントロール」に変わっただけだという。したがって、監視社会の発展と技術的な精緻化をもたらしているのは、ほかならない個々人の自由や自律と、それを促すプライバシーの発展そのものだ。一般に、私たちは「個人情報を率先して差し出すことで、生活の便利さを買っている」という見方がある⁽²⁹⁾。

以上を整理すると、次のようになる。個人にとって、自らの個人情報の提供は監視社会化に身を委ねることを意味する。それは自らのプライバシー（自由で他人に干渉されない生活）のためのコストともいえる。だが、このように完全に割りきってしまうことはむずかしい。なぜなら、個人情報の提供そのものにも、やはり自らのプライバシーへの懸念が残されているからだ。

4-2 プライバシーのパラドクス

プライバシーのパラドクスに関しては、いくつもの研究がある。一つは、こうしたパラドクスの存在そのものを実証的に確認しようとするものだが⁽³⁰⁾、それ以外にも、先ほどの循環的構図に含まれる二つの局面のどちらか一方の側にたってなされる議論も多い。すなわち、プライバシー擁護—情報管理化批判か、あるいは、それとは反対に、プライバシー意識が情報管理による効率的な社会運営の足かせになっているとして、プライバシー意識を解決すべき問題とするものだ。

前者は、例えば、私たちは自らの個人情報を容易に手放してしまいがちになっているが、その危険性をもっと強く認識し、自らのプライバシーに慎重になるべきだと主張する⁽³¹⁾。一方、後者は、人びとがもっと積極的に個人情報を提供すればより良いサービスを受けられるにもかかわらず、プライバシー意識による不安や警戒心からそれが実現できていない。だからプライバシー意識を懐柔するには、いかなる方策が効果的か、といった議論だ⁽³²⁾。そして、後者からは、人びとがもっとスムーズに個人情報を提供するようになれば、より良いサービスを受けられるのに、プライバシーへの懸念（プライバシー意識）がその障害となっているとし、前者は、サービス提供の魅力は人びとの安直な個人情報提供を促してしまうので、人びとのプライバシーの危険性についてもっと知識をもたせ、啓蒙すべきだとする。

これらのうち、前者はノックのいうプライバシーのコスト論とほぼ同じだ。そして、プライバシー論からの情報管理批判は後者ということになる。だがそれも、そもそも個人情報を提供する監視化がいかなる事態なのか、ということへの根本的な理解を踏まえたものとはいえない。所詮、それは情報提供における個々の危険性をあげ、それに注意するようという話に向かい

(29) 矢野直明 (2004)

(30) 田畑暁生 (2014)

(31) Youn, Seounmi (2009)

(32) Ting Li and Till Unger (2012)

がちだ。こうした議論に対して、鈴木謙介は「監視批判」と「監視の内容批判」の水準を峻別することが重要だと指摘している。すなわち、プライバシーの危険性に警鐘を鳴らすこうした類の議論は、単なる「監視の内容批判」にとどまり、監視社会化そのものへの批判、すなわち「監視批判」にはなっていないというのだ⁽³³⁾。

5 監視社会批判とプライバシー

5-1 プライバシーから離れていく監視批判

すでにふれたライアンは、監視社会化それ自体の問題を取りあげ、こうしたパラドキシカルな状況が起こる背景にある、社会的コンテクストを探究している。ただしライアンは、プライバシー論による監視批判には限界があるとしている。というのも、プライバシーは「監視を、本質的に社会的な問題ではなく、個人に関わる事態に還元する傾向がある」からだという⁽³⁴⁾。ライアンが「本質的に社会的な問題」としているのは、「人間の尊厳という個人的であると同時に社会的な問題」のことだと考えられるが、プライバシーのポリティクスはこれを見逃してきた、と彼は主張する⁽³⁵⁾。そして、この指摘はたしかに先ほどのプライバシーの観点からの個人情報提供の問題には当てはまる。

こうしてプライバシー論からの見方を批判するライアンが、このような観点の先に進むべき方向として主張するのは、「社会的・経済的分割を強化する働き、選択を誘導し、欲望に方向を与え、いざとなれば束縛・管理するという働き」を問題にすることだとしている⁽³⁶⁾。ライアンは、近年のバウマンとの対話においても次のように語っている。

監視が問題となる際に、多くの人々が最初に思い浮かべるのがプライバシーの喪失ですが、プライバシーはそのもっとも重要な犠牲者ではなさそうです。たしかに匿名性や秘密性、プライバシーの問題も無視すべきではありませんが、監視は公平や公正、市民の自由、人権の問題とも結びついています。その理由は、私たちがこれから見るように、善かれ悪しかれ、今日の監視が主に行なっているものが社会的振り分け (social sorting) だからです。⁽³⁷⁾

ここでいう社会的振り分けとしては、例えば、対テロリストという名目でイスラム教徒をカ

(33) 鈴木謙介 (2005)。また、先ほどのプライバシー意識の啓蒙の話は、一部の情報技術の専門家たちのエリート主義あるいは選良主義的な自己満足に終わる危険性があるという別の批判もある。東浩紀 (2002-2003)

(34) Lyon, David, (2001)

(35) 前掲書。

(36) 前掲書。

(37) Bauman, Zygmunt & David Lyon (2013)

テゴリー化し、その入国や行動を制限するといったことだ。「アラブ人」や「ムスリム」の人々が空港で他の人々よりもはるかに「ランダム」な精査の対象となるばかりか、オスカー・ガンディが示しているように、現代の消費者監視によって達成される社会的振り分けは、「不利益が増大」する世界の構築に寄与している」とライアンはいう⁽³⁸⁾。このようにライアンは、監視問題に関して、プライバシーよりも社会的振り分け、集団的な差別や排除のような観点の重要性を訴える。

5-2 プライバシーによる監視社会化の批判は困難なのか

監視社会をプライバシーの観点から批判することの限界については、いくつもの指摘がある。例えば、監視に対する市民のとらえ方が、「見張りから見守りへ」というように、「監視を個人の自由やプライバシーを制限するもの」から、「監視によって安全や安心が保障される」ものへと変化したため、監視とプライバシーが対立するものとしてはとらえられなくなったとする見方もある。見張りで見守りの両義性こそが、監視に対する見方を複雑にしているとする議論だ⁽³⁹⁾。

また、プライバシー意識からの監視批判は、単なる感情論にとどまりやすいともいわれる。かつての「住基ネットや住基カードの問題は、電子政府化推進のために必要だとか、国民総背番号制が気持ち悪いとか、そういう短期的で感情的な視野で論じられるべきものではない」⁽⁴⁰⁾。すなわち、単なる感情論にとどまり、批判がその先に進むことがないという見方だ。

さらに鈴木謙介によれば、そもそも監視社会批判そのものが困難を抱えているとしている。鈴木はプライバシー擁護の観点について、つまるところ、それらはよい監視とよくない監視を区別し、よくない監視のみを規制するという、いわば「是々非々論に終始する」としている⁽⁴¹⁾。すなわち、個人情報の管理化や監視を受け入れることは認めつつ、個人にとってメリットとなるものは受け入れ、人権侵害や、損失や被害等を引きおこすものは制限する、といった観点でプライバシーが持ち出されるのだが、これは個人の監視化や管理化そのものの批判ではない。それは、既述したように、監視社会化の内容批判ではあっても、本質的な批判とはいえない。納得のいく監視ならよいという話になってしまうからだが、それは監視社会そのものの批判ではない。ただその一方で、鈴木はライアンのいう「選別と排除を巡る問題」といった批判もまた、「監視とそれによるセキュリティの強化そのものに対する本質的な批判たり得ない」としている。「それは「監視批判」ではなく「格差批判」」だとしている。

たしかにライアンの監視批判の矛先は、人間が監視されることそのものの本質的問題から、ややずれているといった感否めない。監視社会の問題は差別や排除をされる人びと以前に、

(38) Lyon, David, (2001)

(39) 野尻洋平 (2012) p. 241 および、阿部潔・成美弘至編 (2006) pp. 23-35、阿部潔 (2014) p. 11、p. 195。

(40) 東浩紀 (2002)

(41) 鈴木謙介 (2005)

あらゆる人間に当てはまる問題であるはずだからだ。これらから、鈴木はプライバシーによって監視社会を批判すること、そもそも監視社会批判そのものもまた困難を抱えていること、さらにそれがなぜ困難なのかということ、について明らかにしている⁽⁴²⁾。

ただ、監視社会ははたしてプライバシーによって批判できないのだろうか。そして、本当にプライバシーはこの問題を考えるにあたってそれほど重要ではないのか。これら監視社会の論者たちのいうプライバシー観は、はたして妥当なものといえるのか。この点についてさらに検討してみたい。

6 監視社会論はプライバシーをどうとらえているのか？

6-1 監視社会批判が考えるプライバシーについて

情報化や監視社会化にプライバシーで対抗する試みへの批判は、1990年代からみられる。ポスターは「あらゆる内面的なものが私的でふれることができないものとラベルを貼りつつ、個人の皮膚のまわりを自由で取り囲む政治学は、今日のデジタル化され、電子的なコミュニケーションの状況をまったく誤認している」とし、「自立的な個人に想定されるデータベースの侵略に対抗して、プライバシーの抵抗の政治学を発展させる代わりに、私たちは分散的で多様な主体に適合的な機関の形式を理解し、そのようなアイデンティティ形成に適した抵抗の戦略を生み出すことが必要である」と1990年の著作で述べている⁽⁴³⁾。

ポスターのいう「個人の皮膚のまわりを自由で取り囲む政治学」とは、いったい何のことか。実は、少なくとも1970年代までのプライバシー論では、個人の内面をプライバシーの深奥ととらえ、そこから身体、親密さの関係、私的空間へと広がる同心円的なかたちでプライバシーはイメージされていた⁽⁴⁴⁾。すなわち、個人の内面のプライバシー、身体のプライバシー、親密な社会関係のプライバシー、私的な空間領域のプライバシーといったかたちだ。ポスターの議論は、このような1970年代には一般的であったプライバシー観を念頭においていたと考えられる。

だがすでに見たように、その後プライバシーは、親密性が核だとする見方の崩壊とともに消えていく。そして、プライバシーは、個人の内面を中心とする同心円的イメージのものから、個人情報やデータのプライバシーへと重心が移っていく。したがって、ポスターの批判は、それ以前の親密性のプライバシーに対する批判であったと考えられる。だが、はたしてプライバ

(42) 鈴木は管理社会の監視について、外部のリスク不安の不可視化と内部の価値的まとまりの2方向を強化するシステム作動だとしている鈴木謙介(2005)。これに関連して、ベックはサブ政治形成によって打開する可能性を示唆していた。Beck, Ulrich, Anthony Giddens and Scott Lash (1994)だが、鈴木はそれを否定し、朝田佳尚の監視カメラ研究も、その可能性に疑問を抱かせるものとなっている。

(43) Poster, Mark, (1990)

(44) Westin, A. F. (1967)

シーの本質は、それまでプライバシー論者が考えていた親密性にあったのだろうか。そこから問われねばならない。

では今日、プライバシーでは監視社会化批判は困難だ、とする監視社会論は、いかなるプライバシーを念頭においているのだろうか。監視社会論の議論をみると、それは一般に、監視化に対抗するさまざまな法制上の議論や人権保護運動にかかわる、プライバシーポリティクスにみられる、一定のプライバシー観を前提にしているように見受けられる。感情論や是々非々論も、監視社会化をプライバシーの見地から議論するさいによく見受けられるものだ。

6-2 プライバシーとプライバシーのポリティクス

だが、そもそもプライバシーとは何か、ということについては、いまだ決着がついていない。20世紀に入り、アメリカにおけるプライバシー法制化の流れのなか、プライバシーが何であるかを明らかにしようとしたところ、これがきわめて多義的かつ多面的で複雑な概念であることがわかった。その後、これに単一の統一的定義を与えようとする試みもなされたが、結局は不可能だと結論づけられた⁽⁴⁵⁾。これほど日常的に用いられ、わかりきったもののようにみえるにもかかわらず、社会科学において厳密な定義を与えようとする、はたして何かわからなくなるともいわれた⁽⁴⁶⁾。つまり、プライバシーが何であるかは、実際はいまだ謎のままなのだ。

その後、1980年代以降、この問題は棚上げにされたまま、プライバシーは個々の具体的問題への対応のなかで運用されることになったという歴史的な経緯がある。そして、いつしかプライバシーが何であるか、といったプライバシーの本質の問題は顧みられることなく、それがあたかも自明なものであるかのような暗黙の前提のもと、取り扱われてきた。その結果がプライバシーのポリティクスなのだ。

したがって、プライバシーのポリティクスの観点からは、監視社会化を批判できないとはいえるかもしれないが、はたしてプライバシーの観点から監視社会化を批判できないかどうかは不明だといえる。たしかにポリティクスが現実のすべてだ、といわれればそれまでだが、個人の尊厳といった本質的な価値観に関する部分は、ポリティクスを超えた議論が必要ともいえよ

(45) 1971年から翌年にかけて、ケネス・ヤンガーを委員長とするヤンガー委員会が設けられ、世界の専門家を集めてプライバシーについて話し合われたが、結局は単一の定義は不可能だという結論にいたった。

Wacks, R., (1980)

(46) これに関してウェスティンは、「プライバシーほど社会にとって基本的である価値で、社会理論において定義されず、あるいは社会学者による曖昧で混乱した著述をこうむってきたものはほとんどない」と述べている Westin, A. F. (1967)。その後、ヤンガー委員会が開かれたが解決せず、このことは、その後何度も指摘され、日本でも、1980年代には法学者のあいだで指摘されていた(例えば、平川宗信(1986)、小林節(1987)等)。比較的最近では、2011年にも Pavlou, P. A. が同様の指摘をおこなっているという。Dinev, Tamara (2014) p. 98。

う。しかも、監視社会論におけるプライバシー観は、かつて議論されていたプライバシー概念の見地からは、いくつか誤解も含まれている⁽⁴⁷⁾。したがって、本論では、プライバシーのポリティクスではなく、プライバシー概念の見地からの監視社会について考えてみたい。

7 個人の尊厳、聖化、プライバシー

7-1 監視社会論とプライバシー論の両方にとって重要な個人の尊厳

プライバシーは、基本的な人権に含まれると考えられてきた。プライバシー論者としても有名な法学者ブルースティンは、かつてプライバシー問題を民法の視野に限定してみようとする、アメリカのプライバシー裁判の判例や研究（とりわけプロッサーの研究）、すなわち当時のプライバシーのポリティクスを批判し、プライバシーの本質は、経済的な損失などの不法行為にあるのではなく、基本的人権の侵害にあり、個人の尊厳にかかわる憲法の問題としてとらえられるべきだとしていた。

ではプライバシーと個人の尊厳とは、どのようにかかわっているのだろうか。実は、ブルースティンも、他のプライバシー論者も、この点についてはあまり明確とはいえない。プライバシーが定義されなかったこと背景にも、これがあるのではないかと考えられる。

一方、ライアンは、プライバシーのポリティクスは、「人間の尊厳という個人的であると同時に社会的な問題をしばしば見逃してきた」と指摘している⁽⁴⁸⁾。ただし、プライバシーのポリティクスは、これまで個人の尊厳の問題を、いわば抽象論や建前論としてしかみてこなかった。だがすでにみたように、プライバシー論そのものは社会を見逃してきたわけではなく、またプライバシーのポリティクスとプライバシーとは同じではない。プライバシーによる監視社会批判が、是々非々論とならざるをえないのも、個人の尊厳についての視野や理解を欠くプライバシーのポリティクスと、プライバシーとが同一視されているからではないか。では、プライバシーと個々人の尊厳とのかわりとは、いかなるものなのか。

7-2 個人の尊厳をめぐる：法学と社会学

近代の個人の尊厳にとって、近代特有の個人の自律性や主体性はその重要な部分をなしており、それらはまたプライバシーとも深くかかわっている。このことに関連して、プライバシー論が監視社会を批判しづらい点について、監視社会論を研究する野尻洋平は次のような議論を展開している。すなわち、監視のシステムに対するプライバシーからの批判は、個人の自律的

(47) 紙数の関係で詳しくは論じられないが、とりわけライアンの、プライバシーが「個人に関わる事態に還元する傾向」という指摘は、プライバシーのポリティクスにのみ当てはまる。Lyon, David, (2001) 訳p. 16。

(48) 前掲書、訳p. 219。

で主体的な個人を出発点とする法学的な立場の延長線上からの批判である分、個人が強調されすぎ、それらとは「対照的な個人の関係的、すなわち社会的な側面が後景に追いやられてしまう」⁽⁴⁹⁾。

しかし、この見方は、20世紀のプライバシー擁護論者が、当初のウォレンとブランダイスの有名な定義、すなわち「独りでいさせてもらう権利」が社会に対して後ろ向きな印象を与える、という批判に対抗して、プライバシーは社会関係的にも重要な意味や価値をもつことを主張していたことと矛盾する。彼らはけっして社会的側面を後景に追いやろうとしてはいなかった。これはすでにふれた親密な社会関係の重要性とプライバシーとのかかわりの強調からも見てとれるし、個人が多様な役割を使い分け、複雑な近代社会に適應するためにもプライバシーが必要だとする議論からも明らかだ。

だがその一方で、プライバシー擁護の法学者たちは、個人の自律性や主体性、また個人の尊厳と社会とのかかわりについて、あまり論じていないこともたしかだ。すなわち、それぞれ個々に尊厳を持つ個人と、社会とのかかわりについては、あまり説明はされてこなかった。野尻が指摘するように、「近代的個人のもつ性質としての自律性や主体性は、法学においては社会学よりもはるかに厳密に想定されている」⁽⁵⁰⁾ からこそ、彼らは個人と社会とのかかわりを説明できなかったといえるのかもしれない。

ただ、おそらくそれは彼らが社会的な側面を後景に追いやったからではないように思える。もともと彼らは、プライバシーと社会との関係の重要性そのものは、十分に認識していたからだ。しかしそれでも、近代既存の価値を前提とする彼らには、近代社会を相対化する視点がなかったから、個人の自律性や主体性、尊厳を社会の文脈で考えることは困難だったのではないか。

一方、社会学の視角は、社会を相対化してとらえようとする。伝統的社会から近代社会への移行のなかで、なぜ個人の尊厳といった価値観、あるいは人権思想が生まれてきたのか。そして、個人の自律性や主体性といった価値観が、社会全体に大きな影響力をもつにいたったのか。このこと自体は価値観や道徳の問題ではない。それらの価値観や道徳観の方こそ、一定の社会のしくみやあり方から生まれてくる。そして、監視社会化による社会変化と個人の尊厳のかわりも、この水準で考察しなければ、明らかにならないように思える。

7-3 個人の尊厳と聖性、プライバシー

個人の尊厳に関する議論として、社会学でもっとも有名なのは、エミル・デュルケム的人格崇拜論であろう。彼は自らの宗教研究の成果から、近代社会において、個々人は聖化されるよ

(49) 野尻洋平 (2016)

(50) 前掲書。

うになったとする説を唱えた⁽⁵¹⁾。そしてそれは、一定の宗教観が社会を支配するしくみが終わりだしたときに始まった。近代の人権思想や個人の尊厳の感覚も、この個人の聖化から生じる。そしてプライバシーも、そこから派生する意識の一つといえるだろう⁽⁵²⁾。

いささか比喩的とはいえ、プライバシーは個人の私生活領域が聖域化することとかわっている。個人の内面も、踏み込んではならない聖域と考えられ、こうしたことから、例えば犯罪捜査におけるポリグラフ（いわゆるウソ発見器）の使用も、人権の見地から制約を受けてきた。あるいは、文学史研究のなかには、前近代の文学作品の多くが、神々や英雄などの超人的存在を象徴化するタイプの物語であったのに対し、近代文学、とりわけ近代小説は、ごく普通の個人の人生を象徴化して描く物語へと転換したという見方もある。これも、いわば個人を聖化する近代社会特有の、個人の神話化現象の現れともいえる。その延長線上には、有名俳優やスポーツ選手を神話化したり、逆に脱聖化したりして描くマスメディアの物語（ゴシップ記事）がある（そして、後者はプライバシー侵害としてしばしば問題視されてきた）。

ウェスティンは、古くからあるプライバシー意識を示す例として、神話的エピソードをいくつもあげた。パンドラの箱を開けたロトの妻、黄泉から帰還途中、禁じられていたにもかかわらず妻を見てしまって失敗したオルフェウス、禁を犯して眠る夫を見たために夫のキューピッドを失うプシケ等々（Westin: 1967, 18）。

これらの見てはならないものの多くは、聖なるものだ。そして、著名な文化史研究が明らかにしてきたのは、近代化以前は、個々人の私生活は、今日ほど見てはならない（あるいは見せてはならない）ものではなかったということだ⁽⁵³⁾。これは西欧でも、他の文化圏でも当てはまる。だとすると、ここにもプライバシーとの結びつきが想像できる。すなわち、個人の私生活を見ることを制約するプライバシーは、個人の聖化の一環だ。アーヴィング・ゴフマンは、近代都市では、あかの他人を見てはならぬもののように、見て見ぬふりをする暗黙のルール「儀礼的無関心（civil inattention）」があるとした⁽⁵⁴⁾。このように個人の聖化の断片は、ごくありふれた日常生活にも見られるというのだ。

(51) Durkheim, E. (1912)

(52) デュルケムの人格崇拜論を説明するなかで、高澤淳夫は次のようにいう。

「言うまでもなく、「人格の尊重」は今日の社会で中心的な価値となっている。これが侵害されることに人びとは強い反発を示し、「許せない」と信じている。プライバシーに不用意に触れぬことはエチケットの基本とされ、人権の擁護は当然の市民的責任となっており、実態はどうであれ、これにかかわる法的行政的措置は広い裾野をもっている。各人は人間であること、そのことだけで尊厳性（dignity）を認められ、自律性と個性の伸長は望ましいこととされている。」高澤淳夫（2011）p. 360.

(53) また排泄行為や身体露出も、明らかに近代の方が制約的だ。例えば、日本でも明治期に政府は人びとの身体露出を制限する規制をおこなっている。

(54) ゴフマンはデュルケムの影響を受け、聖化した個々人の相互作用が、宗教的な意味合いをもつ対人儀礼をともなっていることを指摘していることからこれもこれがいえるだろう。Goffman, E. (1959)

ただし、実際には見てはならないものは、必ずしも聖なるものとは限らない。例えば、オルフェウスの妻は神とはいえない。古い神話や伝承が見ることを禁じるのは、ときに死者であったり、動物の化身であったり、自分たちの社会に属さない異人であったりもする。これらは総称すると、いわばストレンジャーだといえる。そして神々もまた、社会から超越し、それに属さないという点ではストレンジャーに含まれる。その意味で、見てはならないものは、社会にとってある種の外部性をもつ存在といえるかもしれない。

近代化は、人びとが互いにストレンジャー（異人）化するプロセスでもあり、それとプライバシーや個人の聖化はかかわっている。ある時代以降、年長者が若者のことを宇宙人と揶揄したり、自分の子どもが何を考えているのかわからなかったり、といった話がよく聞かれるようになった。これは価値観が多様化し、かつ流動的に変化するようになったことのあらわれともいえる。そして、これに並行して子どものプライバシーも重視されてきた。このように、人びとの他者化と、その人権やプライバシーの尊重とはいわば同時並行だ。ストレンジャーとは、自分とは異質な価値観や世界観をもつ他者であり、プライバシーは、それを尊重し、認めることを含んでいる。

ユルゲン・ハバーマスは、「信教の自由は、歴史的に見れば、私的自律の最初の圏を保障するものである」と述べていた。これは宗教がプライベートなものとなり、互いに干渉し合わない、いわばプライバシーになったことを意味する。それは人びとが、他人には計り知れない外部性や他者性があることを認め合うことでもある。ここでの議論にとって、この見方が示唆的なのは、これが神（や宗教）と個人の立場の転換にもつながるからだ。

ここからは、近代における個人の外部性とは別の、個人の聖化の意味が見えてくる。前近代では、人びとに救いをもたらすのは神であり、個人はあくまで神から選ばれることを求める存在であった。近代ではそれが逆転する。個々人はそれぞれに自分の意思で神を選ぶし、選ばないこともできる。信教の自由は、自分の好みの神を選ぶ権利が個人に付与されたことを意味する。だから前近代とは反対に、選ばれることを求めるのは個人ではなく、神の方なのだ。その意味で、近代社会においては、個人は神や神々よりも、いわば上位におかれることになる。その意味でも、近代の個人は、まさに聖なる存在なのだ。

このことは、さらに次のような話につながる。すなわち、近代の個々人は、それぞれこの世界がいかなるものかも、自分で好きにイメージしてもよい。まさにアメリカの宗教社会学者ピーター・L・バーガーが、「自分でつくりましょう的宇宙」と表現したような世界を生きる⁽⁵⁵⁾。また個人は、アーティストやタレント、スポーツ選手などを自らの好みによって神のようにあがめたりもするの自由だ。すべて個人が自由に決め、判断していいのだ。ただし、それが大勢の人びとによって支持されるか、それとも自分だけのものとなるかは状況次第だ。

近代の個人の聖性は、次のような見方もできる。伝統的社会では、いずれの文化圏でも文化

(55) Berger, P. L. and Kellner, H. (1981)

や慣習、社会規範は、一般に神あるいは宗教（先祖）に由来するとされてきた。しかし、近代化以降、それらを生み出すのは個々の人間となる。近代社会において、個々人はいわばこの世界の創造主でもある。近代社会では、個々人は国家の法制度を定めたり、変えたりする主体でもある。これが民主主義の基盤である国民主権だ。またこのことは文化や慣習についてもいえる。

さまざまな芸術家は、新しい文化や世界観、慣習を生み出し、人びとは民主主義の政治体制を通じて、社会規範や法律を変えてきた。例えば、ビートルズが影響力をもつと、その服装や髪型、生き方や考え方も変わっていく。かつて同性愛が違法とされていたアメリカにおいて、同性愛者とその支持者たちが法律を変え、自らの市民権を認めさせた。こうした運動の背景には、プライバシー論の一つとされる自己決定権（オートノミー）論者の主張があったが、同時に、こうした人びとが存在し、活動ができたのも、彼らに完全には監視されないプライバシーがあったからだ。そして、このように社会規範を変えたり生み出したりするのは、かつては神の領域であった。

おわりに プライバシーからの監視社会批判

こうした創造性や社会変革をもたらす動きが、監視社会化の影響を受けず、それとは無関係だと考えるのは、いささか楽観的なように思える。もちろん、これは、単にとんでもない服装や髪型、あるいは奇抜な髪の色を染める自由といった、見かけの自由性や創造性のことではない。そのときそのときの社会からとんでもない反発や迫害を受けつつ変えていくそれらのことだ。

社会を改変する動きの多くは、いずれも個々人や一定の集団の着想や運動から生まれてきた。このような運動や活動のためのエネルギーあるいはそのための準備は、つきつめればそれぞれの私生活に端を発している。まさに、それぞれの私生活がそれらをもたらしてきたのだ。『裸の社会』で、アメリカにおけるプライバシーが失われていくことを告発したヴァンス・パッカードは、プライバシーの重要性を論じるのに、マリリン・モンローの次のような言葉をあげた。

ゲーテが“才能はプライバシーから生まれる”といったのをご存じ？ 本当にそうすわね。俳優には孤独など必要でないと多くの方は思っておられるようですが、とても大切なことなのです。俳優はいつも心の中に秘密をかかえ、ほんの一瞬の間、つまり演技をしている時だけ、世間の前に見せたいのです。でも私たちはいつも袖を引っ張られどおし……皆さんは私たちのすべてを知りたいらしいのです。⁽⁵⁶⁾

パッカードは、「個人のプライバシーにたいする脅威は、そのものずばりの詮索ばかりでなく、

(56) Packard, V., (1964) p. 235

複雑化する規則・規定、あるいは増加の一途をたどる免許制度にも責任がある。人びとの人生は、ゆりかごから墓場まで、型にはまった規格品になりつつあるようだ」と述べ、そこでは「変人になる自由も奪われている」と糾弾した。ここでいう変人とは、いわば社会の枠に当てはまらない、その外側にある、いわば個々人のストレンジャー的側面ととらえることができる。

もちろん、変人には犯罪者やテロリスト、あるいは危険なカルト教団なども含まれるであろう。だがその一方で、新たな社会を創造し変革していく者、およびその活動も含まれる。そして、真の創造や変革は、過去の歴史をみても、しばしば社会からはとても危険だとみなされた人びとやグループによってなされてきたのだ。このような変人たちは、今日、世間から一般に創造的だとか革新的だとみなされるようなもの（それらは往々にしてまがい物なのだが）のことではないし、今後、社会や政治が間違った方向に進みだしたときに、軌道修正するのもしようした人びとかもしれない。発達する情報技術とセキュリティ化への過剰希求の結びつきが導く「セキュリティ駆動型監視」の社会は⁽⁵⁷⁾、これらを一まとめにして葬り去る可能性へと向かっている。今日の監視社会化は、タナトスすなわち動かぬ完全秩序を求める死への欲動に突き動かされている、としたパウマンの指摘⁽⁵⁸⁾は示唆的である。それはまた、朝田佳尚が主張する、監視カメラ社会の帰結としての閉鎖性への危惧にも通じているが⁽⁵⁹⁾、プライバシーとは本来、そうした閉鎖性を破るためのものでもある。

東浩紀は、かつて監視社会について「自由の概念は、選択肢の多さと自己決定の確保に尽きるものではない。自由とは、異質なものを他者への寛容の精神なしにはありえないはずだ」と論じていた⁽⁶⁰⁾。だとすればセキュリティの監視や管理は、つねに他者への寛容さとセットでなければならない。だが、一定の常識的枠組み、あるいは道徳観を押しつけがちなパターンリズム的な配慮、保護や見守りといった精神にそれを求めることが可能かどうか、甚だ疑問だ。そして、これは暗黙のうちに、自らの社会が一定レベルで良識的であるようなように思っただけで、また将来にわたっても変革など必要ないと楽観視する人びとからは気づかれず、あるいは無頓着に扱われているプライバシーの重要な側面だとも思える。

個人を囲い込もうとする社会の枠は、中央集権的なパノプティコン、あるいはビッグ・ブラザーであろうと、分散的なポスト・パノプティコンであろうと、マスメディアがかかわるシノ

(57) Bauman, Zygmunt & David Lyon (2013)

(58) 前掲書。

(59) 朝田佳尚 (2019) なお朝田は、前近代が、卜占や呪術を信じ、それを肯定するかたちで合理的な理論解釈を積み上げたのと同様、現代は、監視カメラを信じ、それを肯定する合理的な理論解釈を積み上げ続けているとする。文化人類学的ともいえる視角からの監視カメラ論は、閉鎖化する現代社会との関連で考えると興味深い。

(60) 東浩紀 (2002)。東浩紀が論じている環境管理型の監視社会とは、一定のアーキテクチャの支配によって人びとに変革の想像すら与えず、まるで家畜のように管理する社会のことだ。ビッグ・ブラザーやパノプティコンが、個々人の内面からの統制管理だとすれば、これは内面の無力化（無害化）による管理といえる。

プティコンであろうと変わりはない。ただ後者のように、多様に分散した社会枠の方が、よりとらえようがなく厄介だといえるかもしれない。プライバシーがもたらす個人の聖化は、個々人が、つねに他の人びと、あるいは社会にとらわれることのない、いわば社会の枠 (frame) の外側に立つことの可能性の確保にほかならない。そして、個人がそれをなくすとき、はたしてその尊厳は維持されるのか。これは、今日の監視社会化に対する、プライバシーの見地から考えられる批判の一つといえる。

《参考文献》

- 阿部潔・成美弘至編 (2006) 『空間管理社会：監視と自由のパラドックス』新曜社。
- 阿部潔 (2014) 『監視デフォルト社会：映画テキストで考える』青弓社。
- 朝田佳尚 (2019) 『監視カメラと閉鎖する共同体：敵対性と排除の社会学』慶應義塾大学出版会。
- 東浩紀 (2002-2003) 「情報自由論」第1回～第14回『中央公論』中央公論新社2002年7月号～2003年10月号。
- Bauman, Zygmunt & David Lyon (2013), *Liquid surveillance*, (『私たちが、すすんで監視し、監視される、この世界について：リキッド・サーベイランスをめぐる7章』伊藤茂訳、青土社、2013年。)
- Beck, Ulrich, Anthony Giddens and Scott Lash (1994), *Reflexive Modernization: Politics, Tradition and Aesthetics in the Modern Social Order*, Polity Press (『再帰的近代化：近現代における政治、伝統、美的原理』松尾精文・小幡正敏・叶堂隆三訳、而立書房、1997年。)
- ベック、ウルリッヒ・鈴木宗徳・伊藤美登里編 (2011) 『リスク化する日本社会』岩波書店。
- Benn, Stanley I. (1971), Privacy, freedom, and respect for persons, Schoeman, Ferdinand ed., 1984, *Philosophical Dimensions of Privacy*, Cambridge University Press.
- Berger, P. L. and Kellner, H. (1981) *Sociology Reinterpreted*, Doubleday, Inc. (『社会学再考』、森下伸也訳、新曜社、1987年。)
- Deleuze, Gilles (1990), *Pourparlers*, Les Editions de Minuit. (ジル・ドゥルーズ『記号と事件：1972-1990年の対話』宮林寛訳、河出書房新社、1992年。)
- Dinev, Tamara (2014), Why would we care about privacy? *European Journal of Information Systems* 23, 97-102.
- Durkheim, E. (1912) *Les Formes elementares de la Vie religieuse*, Le Systeme totemique en Australie. (『宗教生活の原初形態』上・下、古野清人訳、岩波書店、1941年。)
- Fried, C. (1968), Privacy: a moral analysis, in *Philosophical Dimensions of Privacy*, Schoeman, F. D. ed., Cambridge University Press, 1984.
- Gavison, R. (1980), Privacy and the limits of law, in *Philosophical Dimensions of Privacy*, Schoeman, F. D. ed., Cambridge Univ. Press, 1984.
- Gerety, T. (1977), Redefending privacy, *Harvard Civil Rights-Civil Liberties Law Review*, Vol. 12, No. 2.
- Giddens, A. (1990), *The Consequence of Modernity*, Polity Press, 1990 (『近代とはいかなる時代か』、松尾精文・小幡正敏訳、而立書房、1993年。)
- Giddens, A. (1992), *The Transformation of Intimacy*, Polity Press. (『親密性の変容』、松尾精文・松川昭子訳、而立書房、1995年。)
- Goffman, E. (1959) *The Presentation of Self in Everyday Life*, Doubleday & Company Inc. (『行為と演技』、石黒毅訳、誠信書房、1974年。)

- 平川宗信 (1986) 「プライバシーの保護」『ジュリスト』No. 852。
- 堀部政男 (1988) 「個人情報・プライバシー保護の世界的潮流と日本」『法学セミナー』No. 404。
- 井上眞理子 (2018) 『ファミリー・バイオレンスと地域社会：臨床社会学の視点から』多賀出版。
- Jennings, C., Fena, L., (2000) *The hundredth windows.*, TheFree Press. (ジェニングス/フィーナ『あなたの情報はこうして盗まれている』、翔泳社、2000年)
- Johnson, Deborah G., (2001), *Computer Ethics*, Prentice Hall. (『コンピュータ倫理学』水谷雅彦・江口聡監訳、オーム社、2002)
- 小林節 (1987) 「有名人のプライバシーと報道の自由」『新聞研究』No. 433。
- Lessig, Lawrence., (2006) *Code Version 2.0*, Basic Books. (『Code Version 2.0』、翔泳社、2007年)
- Lyon, David, (2001) *Surveillance Society*, Open University Press. (『監視社会』、河村一郎訳、青木書店、2002年)
- Martos, Cristina Miguel (2013), *The Transformation of Intimacy and Privacy through Social Networking Sites*, 『GCOE ワーキングペーパー』The 1st SSI (Society ofSocio-Informatics) International Workshop forY01.mg Researchers, 京都大学グローバルCOE「親密圏と公共圏の再編制をめざすアジア拠点」。
- Marx, Gary (1985) *The Surveillance Society: The Threat of 1984-Style techniques*, *The Futurist*, 21-26.
- Nock, S. L. (1993), *The costs of privacy: Surveillance and reputqion in America*, Walter de Gruyter, Inc.
- 野尻洋平 (2012) 「後期 近代における監視社会の背景・過程・帰結：個人化・リスク・社会的排除」『応用社会学研究』No. 54 237。
- 野尻洋平 (2016) 『監視社会とライアの社会学：プライバシーと自由の擁護を越えて』晃洋書房。
- Packard, V., (1964), *The naked society*, (『パッカード著作集5 裸の社会』、戸田奈津子訳、ダイヤモンド社、1964年)
- Poster, Mark, (1990) *The mode of information*, Polity Press, (『情報様式論』、室井尚・吉岡洋訳、岩波書店、1991年)
- 鈴木謙介 (2005) 「監視社会批判はなぜ困難か」『社会学評論』。
- 田畑暁生 (2014) 「関学大生のプライバシー意識：「プライバシー・パラドクス」は存在するのか」関西学院大学社会学部紀要 (118), 89-101, 2014-03
- 高澤淳夫 (2011) 「人格崇拜の成立」(作田啓一・井上俊編『新・命題コレクション社会学』筑摩書房)
- Ting Li and Till Unger (2012), *Willing to pay for quality personalization? Trade-off between quality and privacy*, *European Journal of Information Systems* (2012) 21, 621-642.
- Wacks, R., (1980) *The poverty of privacy*, *The Law Quarterly Review*, 96, pp. 73-89.
- Wasserstrom, R. A. (1984), *Privacy: Some Arguments and Assumptions*, in *Philosophical Dimensions of Privacy*, Schoeman, F. D. ed., Cambridge Univ. Press.
- Westin, A. F. (1967), *The origins of modern claims to privacy*, in *Privacy and Freedom*, The Association of the Bar of the City of New York.
- 矢野直明 (2004) 「『監視社会』をどう生きるか」『法学セミナー』No. 592。
- Youn, Seounmi (2009), *Determinants of Online Privacy Concern and Its Influence on Privacy*, *The Journal of Consumer Affairs*; Fall 2009, 43, 3.